

神社史論攷

吉井良隆

序

ゆく河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。淀みに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたる例なし、世中にある、人と栖と、またかくのごとし。

(日本古典文学大系本)

いうまでもなく『方丈記』の冒頭に記された有名な一節であるが、筆者は、学生時代からなぜか心から離れたい印象的な章句として、時にふれ口ずさまないではいられなかった。著者鴨長明が、自己の見聞、体験を通して人間生活のはかなさを究明しようとした本書の、いわば宣言文というべき中世的隠棲者の哀嘆をこめた無常感に、若き日のロマンを求めたからであったかも知れない。

世の中にある人間とその住家とが、いかにはかない変化流転のなかに「かつ消えかつ結びて」とどまるものではないという、万物流転——これは歴史に課せられた原則にはちがいないが、それから約七七〇余年を経た現代、そのめまぐるしいほどに流転変化の激しい世情を実感するとき、改めてこの一節が思い出されてならない。しかし長明は、無常感を追究しながらもそのなかにあって、自己の人間としての真実をたえず求めてやまなかつたように、私どもは、変転極まりない今日の世情のなかで、底辺に流

れる一貫して変るべからざる真実は何かを見極め、これを大切に守りつづけてゆく努力を怠ってはならないと思う。

本書に掲載した諸論考は、筆者の乏しい過去においてもした論文のいくつかを集めたものであるが、省みれば、今日学界の動向は「久しくとどまりたる例なき」ほどに進歩、発展しつゝあるなかにおいて、拙文のごときは正に「淀みに浮かぶうたかた」のようなもの、すでに水底に消え去ってしまつてよいものであるが、しかし、それぞれの時点で真実を求めながら真剣にとり組んだもの、思い出深いものも少なくない。折しも本年はめでたき御大典を迎え、新しい時代への出発に際して、これらを拾い遺して区切りとして、更に明日への研究意欲をもりたてゝゆく糧にするとともに、これが一つでも「かつ結び」につながるものになればよいと思ひ、一冊にまとめることにした。御高覧をたまわれれば幸いである。

なお、本書の刊行について、印刷及び編集に労をいとわれなかつた内外印刷株式会社並びに担当の伊藤英夫氏に深甚なる感謝の意を表す。

平成二年六月十四日　—おこしや祭の当日—

吉井良隆

目次

序	吉井良隆	一
第一部		
一、エビス神研究		三
二、エビス神信仰史	——特に海神信仰を中心とする——	元
三、十日戎考	——その歴史と民俗——	五〇
四、『忠富王西宮社参記』について	——伯家の崇敬——	六
五、神奴連		七

第二部

一、宇佐八幡宮の創祀…………… 六七

二、牛頭天王・武塔神・素戔鳴尊…………… 一一〇

三、撰津国阿遲速雄神社考…………… 一二四

四、生田社で醸す神酒…………… 一三五

五、「一宮」の選定とその背景…………… 一四七

六、敵島神社の興隆…………… 一六一

——平清盛歿後室町初頭迄——

第三部

一、播磨国風土記に現われたる出雲系の神々について…………… 一八五

二、出雲国風土記と国造…………… 一九九

三、天智天皇と近江国…………… 二三四

第四部

四、天武天皇の皇子の順位につき統紀の記載を疑う…………… 三三四

五、神功皇后研究史…………… 三三三

一、尾崎雅嘉と『群書一覽』…………… 二七一

二、献本考…………… 二八九

三、神道書籍の分類に関する一考察…………… 三〇三

あとがき…………… 三五

如式文者一座、今世五社也、後人勸請歟

戎社神社考

蛭児、天照大神 大己貴神、
御弟 蛭八十神、蛭児御児、

天照大神 蛭児御姉、
兄、

同 説外、

戒 蛭 天照大神、素盞鳴尊、

(『神祇官神拜作法』所収)

五、神カミ 奴ヤツコ 連ムラシ

当社第四十六代神主吉井左京亮良行の墓が、いま東京都内港区三田にある大松寺の境内墓地にある。周辺を高層ビルで囲まれた猫の額のような狭い一角に、新らしい墓石に交って咎むした墓標はいかにも時代を感じさせる古色なたらずまいである。一歩足を踏み入れると、外部の騒音はかき消え静寂そのもの、時折吹く松風の音も心なしかさびしく頬をかすめて過ぎ去ってゆく。常々上京の節には墓前に額ずき、先祖良行の霊に対し、望郷の念にかられつつ、あえなく病にたおれ永久の別れとなった無念さを思い、心から冥福を祈り上げている。

良行は、宝永六年、第四十五代良信の長男として西宮に生まれ、広田、西宮、南宮三社兼帯の神主として奉仕をつづけた。その間、若林強齋につき垂加神道を学び、これの普及に努力したのであるが、宝暦八年、旅先の江戸で不幸病を得、没した。享年五十才。遺稿に詩文集『混輪集』以下六冊がある。

どうして彼は江戸で没したのか、このいきさつを少々のおきたい。

いつの代から始ったかは明らかでないが、西宮神主は諸侯の参向にならって出府したのである。文化の頃までは、隔年に出府するのが例であったが、後には奔命に疲れたのと、経済上の関係から三年毎となり、更に四年に一度と改まったが、將軍家に対して年頭御祝言言上に登城するのが行事となっていた。とくに良行の如きは、在職十六年中五度までその為江戸へ下っているのである。いま、遺稿の一つである『江戸紀行』、多分三度目と思われる分について

てみると、西宮出發が寛延二年の十二月八日で（四十一歳）、その夜は淀川夜船、九日暁八幡に詣で、十一日まで滞洛、十二日石部泊、十三日関泊、十四日桑名泊、十五日鳴海泊、十六日赤阪泊、十七日浜松泊、十八日島田泊、十九日江尻泊、二十日沼津泊、廿一日小田原泊、廿二日神明^{程ヶ}泊、廿三日江戸入りと、経路十六日を要している。さて、同三年の年賀祝言を滞りなくすまして、四月一日出發、木曾街道を経て十七日無事帰宮の復路十七日、往復に一カ月余を費しているのである。それも単独の旅ではなく、位記（従五位下であった）相当の威儀を調べての旅であったから、供廻り人数の手当や、宿場、駅亭の手配用向など、なかなかの費用のかかったことと想像される。普通は冬十二月中旬に、神主若党下人等を召連れて、西宮を出發し、正月六日に江戸城へ登城するのである。六日の登城には、身分の格があって行列はつぎのようである。

先案内一人 徒士二人 長刀袋黒天鷲絨
紐色萌黄 乗物綱代 侍二人 挾箱二人 長柄
槍 陸尺四人 草履一人 兩掛挾箱一人 合羽籠一人 神主服装立帽子紋
紗符衣紫差貫帶劍

將軍謁見は独礼とかの格であるが、十五、六人同列で、まず、伊勢内外宮、次に山崎の八幡、次に西宮の順であったと聞いている。登城がすむと翌日から大老をはじめ老中、寺社奉行へ、一々巻数（旧年十一月一日を最終として、十七日御祈り執行の御札）と扇子・熨斗を納めて、年礼に廻るのである（当時の「年中御社用日記 参照」。さて、帰途には、京都御所、大阪奉行所に、年礼としてまかり出て、正月末か二月上旬に帰社するのが慣例であった。もっとも、これは江戸出府の年で、普通は毎年京都御所にまず年賀申上げ、近衛・一条・武家伝奏へ廻り、つぎに大阪奉行所にまかり出たのである。江戸出府のことは慶応二年が最終となった（同日記）。

このように、近世の西宮神主は、慣例とはいえ一代に何回かは江戸出府という大きな役目を果さなければならなかった。良行は五度目の出府で、異郷で病床に伏し、なんとか故郷で骨を埋めたいという切実な願いも空しく、ついに不婦の人となったのである。その心境を察するにあまりあるとともに、お供の人たちの都に心ひかれつつ主なき西道中を考えると涙なくしては語ることができない。

さて、神主良行の墓標には、表面に「神奴連良行之墓」と陰刻されている。裏面には良行の経歴を詳細に記した墓碑銘があるが、ここでは省略して「神奴連」について考えてみたい。この姓（カバネ）は良行だけに限らず当家に残されている口宣案に、古くは「慶長十七年正月十五日 神奴良重」^{（第四十三代）}「寛文六年二月二十三日 神奴良次」^{（第四十五代）}九月五日 神奴良信」をはじめ、当人「享保十九年十二月二日 神奴良行」^{（第四十七代）}「宝暦九年二月十二日 神奴良知」^{（第四十八代）}和六年十月五日 神奴良秀（後良足）」^{（第四十九代）}「享和元年十月二十八日 神奴良貫」^{（第五十代）}「天保十年五月三十日 神奴良顯」^{（第五十一代）}「安政二年九月二十四日 神奴良郷」など多くの諸例を見るのである。近世を通じて使用せられたものらしい。

「神奴連」は、正しくは「カミノヤツコノムラジ」と訓む。神奴とは、栗田寛が『新撰姓氏録考証』において「神奴は、神戸の民にて神賤とも云へり云々」といい、「神奴連は其神奴を掌る長官にして、即職号なり」と説明している。つまり、神戸の民として神明に奉仕をする人たちの主長であって、職掌上から賜わった姓^{カバネ}といつてよいであろう。姓は古代から存した族制上の名で、大化改新によって一度その意義を失ったが、再び天武天皇十三年に改定があり、表向きには明治初年までつづいてきたのである。神奴連の姓がいつ頃から存したかは明らかでないが、栗田寛は「神奴」の初見を続日本紀から引用して「天平宝字二年（七五八）五月丁丑、常陸国鹿島神奴、二百十八人、便為「神戸」又、「神護景雲元年（七六七）四月庚子、放鹿島神賤男八十人、女七十五人「從良」を挙げているが、まだこの頃には完全な族制ができていたかどうか文面からでは疑わしい。それがはっきり制度上に現われるのが『新撰姓氏録』

である。本書の摂津国神別に「神奴連、同神十一世孫、雷大臣命之後也」とあるのがそれである。同神とは、その前の条文に掲げた天児屋根尊を指すのである。即ち神奴連は天児屋根尊の十一世の孫雷大臣命の後裔であるといふのである。これによって摂津国には神奴連を主長とする一団がこの頃既に広く分布していたことがわかる。奈良時代の末期から次第に族制を整え、本書の成立時には組織立った勢力に固まっていたからこそ採り上げられたのであろう。

ここで断りしておきたいことは、既に奈良時代の天平十一年につくられた『出雲国大税賑給歴名帳』の中に「神奴部」の姓をもった人たちが散見するので、出雲地方では神奴の一団が組織的に分布していたように考えられるが、これらの部民の大部分が神門郡（カンド郡）に属しており、その主長である神門臣の部民であったと思われる。したがって正しくは神門部であるのを部民であるため卑名を使って神奴部（カンドべ、奴を漢音でドと訓む）としたものであろう。故に「カミノヤツコ」とは直接関係のない部民といつてよい。

さて、摂津国の神奴（カミノヤツコ）の分布については資料も乏しく明らかでないが、平安時代以来、神戸の民としての一団である神奴とそれを率いる長官神奴連たる西宮神主が、今日の阪神間に存在していたことは、その様子を知る唯一の手がかりとなるものである。

ここでいう神戸（カンベ）とは、当時の広田神社の神戸であって、西宮の住民は神戸の民として身柄を神社に預けていたものと思う。中でも当時広田神社の管轄下にあった西宮神社に所属し、その所領中に固着して、神社の雑役に奉仕することによって生活の安定を得ていた一団があった。本社隷属の下級神人であって、いわば「カミノヤツコ」であった。とくにこの一団は、人形をあやつることを特技とし、時に応じて自己の属する社の主神の神徳や縁起を、自己の技芸の主題としてあやつり、全国を廻遊して大衆に大いに神徳の宣伝をおこない、合せて神礼の配布をもおこ

なってきたのである。これを後に「夷かき」とか「戎まわし」と称して一般に流布されていた。今日、えびす信仰が津々浦々まで普及し、全国的に有名になった裏には、こういう人たちの活躍があづかって力のあったことを忘れてはならない。

『伊呂波字類抄』に記すように、広田神社の末社に、百太夫の社があつて、おそらく平安時代末期にはすでに存在したと考えられるが、これが一団の尊崇する始祖をまつる社であつて、その定住する西宮神社のかたわらに建立していた。現在、西宮市産所町の名は、近世末期までこのあたりに住んでいた部落の名称を伝えたものである。今、「傀儡師故趾」の石標とブロンズ像を建てて標示してある。この一団の特技である人形のあやつりの技芸が、後に処を得て発達し、今日見る「文楽」にまで発展し、隆盛を極めていることも思い合せ考えてみなければならぬ。神社と芸能の結びつきの一端を示すものとして参考にならう。

これらの一団を傀儡師（くぐつ）といっているが、いままで神奴（カミノヤツコ）の職掌が明らかにされていなかった。幸い西宮に伝わっているくぐつの実体を通して、カミノヤツコの職掌の一部を紹介してみたのである。要するに、神奴とは、神社所屬の雑役神人のむれで、奉仕のかたわらならぬ手段をもって神徳の普及に力をつくすことを職業としたのが、その原形ではなかったかと私は思っている。こうした雑役神人を率いる長官に与えられたカバネが「神奴連」であつた。

因みに、吉井神主の始祖である初代信良の父藤原千晴は、天慶の乱に大功のあつた藤原秀郷の三男で、大化改新の立役者藤原鎌足の後胤であつて、その先は天児屋根尊につづくのである。奇しくも姓氏録の記載と合致するが、十一世の孫である雷大臣命がいかなる人物であるか、史料に見えないので判然としないことを付け加えておく。

又、姓氏録では神奴連につづいて生田首（オビト）を挙げ、天児屋根尊の十一世の孫、雷大臣命の後胤であるとし、神奴連と全く同様の系譜を伝えている（但し、生田首については諸本とも九世孫となっているが、伝承の相違がそのまま姓氏録に引つがれたものと思う）。となると、神奴連と生田首は同族関係にあったとみてよく、地名生田は神功紀にある活田長峽国であり、和名抄の撰津国八田部生田郷に当る。地理的にみて西宮地方と近い距離にあったから、同族が生田首として君臨したにちがいない。神社関係からいっても神功皇后説話につながる広田、生田両社の密接なつながりと両社に共通した神戸の地盤があったからこそ、同族がそれぞれの主長として臨んだものであろう。大同元年（八〇六）、それぞれに四四戸・四二戸の封戸が与えられた記録がある。神戸市の名の起源について、生田神社の神戸（カシベ）から転化したものとして一般に信じられているが、撰津国の神戸の一つとして、古代大阪湾の北辺地方に早くから広田、生田両社の神戸とその民が安住し、奈良時代の末期頃から次第に族制を整え、それぞれ両社の主長である神奴連、生田首に率いられて社務に奉仕してきたことは間違いないところであろう。

生田神社の代々の神職家であった海上氏は室町時代末までつづいてきたが、古代の海上氏と生田首との関係はどうであったか、何れ機会があれば別稿で考証してみたいと思っている。

第二部

神道書籍の分類にはまだまだ多くの問題を含んでいる。古文書や古書籍の分類も、先にみたようにN・D・Cをそのまま、適用することは不可能である。今後の工夫がまたれるところであるが、将来、研究の成果によって書籍の分類がすべてN・D・Cによって統一されることにでもなれば、資料の活用面において大いに能率が上り、ひいては文化的にも国際的にもその貢献度は計りしれないものがあるであろう。

あ と が き

本書に収録した十九篇の論考は、その時々に応じ執筆し、又要請に応じて書いたものであるから主題の統一を欠いている。したがって編集に際し便宜的に、つぎの四部に構成して幾分なりともまとめるよう配慮した。

第一部……筆者の奉仕する西宮神社に関わる論考

第二部……諸社の神社史を中心とした論考

第三部……主として古典と神道思想の関連にもとづく論考

第四部……図書館学的立場から、書籍と神社の関わりを論述したもの

本書は論文集の体裁をとっている関係上、内容の若干重複しているものもあり、又編集上少々加筆・修正を行なった点のあることをお断りしておく。

所収論文の掲載誌と執筆年次はつぎの通りである。

○エビス神研究……『神道史研究』第五卷第四号、(昭和三十二年七月)

○エビス神信仰史——特に海神信仰を中心とする……『神道史研究』第五卷第六号、(昭和三十二年十一月)

○十日戎考——その歴史と民俗……『神道学』第四十二号、(昭和三十九年八月)

○『忠富王西宮社参記』について——伯家の崇敬……『西宮』第二十五号、(昭和五十八年十月)

- 神奴連……『西宮』第二十四号、(昭和五十七年五月)
- 宇佐八幡宮の創祀……『神道史研究』第九卷第三号、(昭和三十六年五月)
- 牛頭天王・武塔神・素戔鳴尊……『神道史研究』第十卷第六号、(昭和三十七年十一月)
- 撰津国阿遲速雄神社考……『神道史研究』第十六卷第二号、(昭和四十三年三月)
- 生田社で醸す神酒……『神道史研究』第二十一卷第三、四号、(昭和四十八年五月)
- 「一宮」の選定とその背景……『神道史研究』第十五卷第一号、(昭和四十二年一月)
- 巖島神社の興隆——平清盛歿後室町初頭迄——……『神道史研究』第十一卷第六号、(昭和三十八年十一月)
- 播磨国風土記に現われたる出雲系の神々について……『神道学』第三号、(昭和二十九年十一月)
- 出雲国風土記と国造……『出雲国風土記の研究』所収、(昭和二十八年七月)
- 天智天皇と近江国……『神道史研究』第八卷第六号、(昭和三十五年十一月)
- 天武天皇の皇子の順位につき統紀の記載を疑う……『日本上古史研究』第二卷第二号、(昭和三十三年二月)
- 神功皇后研究史……『芸林』第十卷第四号、(昭和三十四年八月)
- 尾崎雅嘉と『群書一覽』……『大阪府立図書館紀要』第六号、(昭和四十五年三月)
- 献本考……『皇學館大学紀要』第十一輯、(昭和四十七年十月)
- 神道書籍の分類に関する一考察……『神道史研究』第二十七卷第一号、(昭和五十四年一月)

著者略歴

- 大正十年(一九二二)生
- 昭和十七年 神宮皇學館本科卒業
- 昭和三十二年 兵務、復員後、上賀茂神社、橿原神宮奉仕
- 昭和二十三年 大阪中之島図書館勤務
- 昭和四十五年 その間広田、西宮両神社福宜兼職
- 昭和五十三年 西宮神社権宮司
- 同神社宮司
- 兼ねて皇學館大學、同大学院教授
- 兵庫神社庁研修所講師
- 兵庫皇神光協会会長
- 西宮市観光協会会長
- 西宮市社会教育委員
- その他

主な著書
『兵庫皇神光界誌上巻』編
その他、論文多数

発行 平成二年七月二十日

神社史論攷

著者 吉井良隆

発行所 西宮市社家町一―九
電話 〇七九八一―三三―〇三五五
〒662

印刷所 内外印刷株式会社
京都市南区吉祥院池田南町二三